



福岡医発第 1430 号（総）
令和 6 年 8 月 16 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令の公布について

標記の件につきまして、日本医師会を通じ、厚生労働省医薬局より別添のとおり通知がまいりましたのでお知らせいたします。

今般、「覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、その内容や留意事項等について周知を依頼するものです。

改正の内容としては、9 物資新たに覚醒剤原料に指定されたほか、留意事項として、記録、保管、届出等の覚醒剤取締法上の規制事項の遵守等が必要となります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

麻薬担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

令和 6 年 8 月 6 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事

宮 川 政 昭

（公印省略）

覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令の公布について（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医薬局長より各都道府県知事等に対し、標記の文書が発出されるとともに、同局監視指導・麻薬対策課長より、本会に対しても周知方依頼がありました。

本通知は、今般、「覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、改正の内容や留意事項等について周知を依頼するものです。

具体的な内容としては、下記のとおり、覚醒剤原料に 9 物質新たに指定されたほか、留意事項として、令和 6 年 8 月 30 日の施行後に、これらの物質を扱う場合、本通知の「第 4 留意事項」のとおり、記録、保管、届出など、覚醒剤取締法上の規制事項の遵守が必要となります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

<新たに覚せい剤原料に指定>

① エチル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート

（通称等：BMK ethyl glycidate）

② 1，1－ジメチルエチル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート

（通称等：BMK tert-butyl glycidate）

③ ブチル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート

（通称等：BMK butyl glycidate）

- ④ プロピル＝２－メチル－３－フェニルオキシラン－２－カルボキシラート
(通称等：BMK propyl glycidate)
- ⑤ １－メチルエチル＝２－メチル－３－フェニルオキシラン－２－カルボキシラート
(通称等：BMK isopropyl glycidate)
- ⑥ ２－メチル－３－フェニルオキシラン－２－カルボン酸
(通称等：P-2-P methyl glycidic acid、BMK glycidic acid)
- ⑦ １－メチルプロピル＝２－メチル－３－フェニルオキシラン－２－カルボキシラート
(通称等：BMK sec-butyl glycidate)
- ⑧ ２－メチルプロピル＝２－メチル－３－フェニルオキシラン－２－カルボキシラート
(通称等：BMK isobutyl glycidate)
- ⑨ メチル＝２－メチル－３－フェニルオキシラン－２－カルボキシラート
(通称等：BMK methyl glycidate)

以上

医薬監麻発 0731 第 4 号
令和 6 年 7 月 31 日

公益社団法人 日本医師会 担当理事 殿

厚生労働省 医薬局
監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令の公布について（通知）

本日、覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 258 号）が公布されたことに伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛てに、別添写しのとおり通知いたしましたので、内容を御了知の上、貴会会員への周知につきご配慮お願い申し上げます。



医薬発 0731 第 5 号
令和 6 年 7 月 31 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令の公布について（通知）

本日、覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 258 号。以下「改正政令」という。）が公布されましたので、貴職におかれましては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知の徹底と適切な指導をお願い申し上げます。

記

第 1 改正の趣旨

今般、国際連合事務総長より、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約（平成 4 年条約第 6 号。以下「条約」という。）第 12 条第 6 項の規定に基づき、9 物質を付表 I に追加することが決定された旨の通告があった。

このため、わが国でも、国内法令（覚醒剤原料を指定する政令（平成 8 年政令第 23 号））の一部を改正し、覚醒剤の製造原料となる 9 物質を覚醒剤原料として新たに指定するため、必要な措置をとるものであること。

第 2 改正の内容

次の 9 物質を新たに覚醒剤原料に指定した。

- ① エチル＝2－メチルー3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート，その塩類及びこれらのいずれかを含有する物
- ② 1，1－ジメチルエチル＝2－メチルー3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート，その塩類及びこれらのいずれかを含有す

る物

- ③ ブチル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート，その塩類及びこれらのいずれかを含有する物
- ④ プロピル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート，その塩類及びこれらのいずれかを含有する物
- ⑤ 1－メチルエチル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート，その塩類及びこれらのいずれかを含有する物
- ⑥ 2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボン酸，その塩類及びこれらのいずれかを含有する物
- ⑦ 1－メチルプロピル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート，その塩類及びこれらのいずれかを含有する物
- ⑧ 2－メチルプロピル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート，その塩類及びこれらのいずれかを含有する物
- ⑨ メチル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート，その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

第3 施行期日

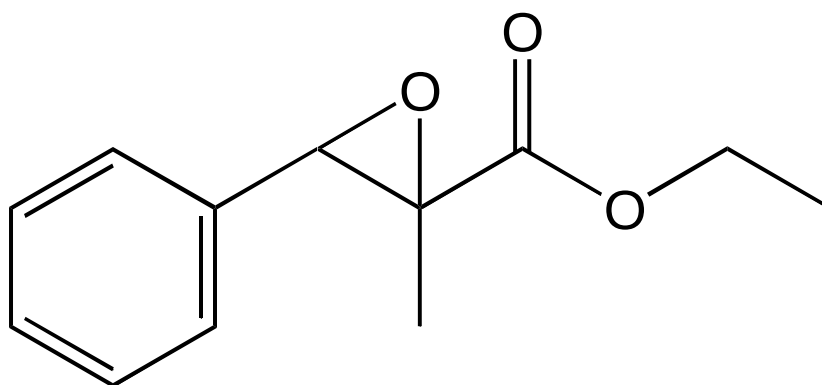
公布の日（令和6年7月31日）から起算して30日を経過した日（令和6年8月30日）から施行する。

第4 留意事項

- （1）医薬品製造業者、研究者等が業務又は研究のため、今般覚醒剤原料に指定される物質（以下、「覚醒剤原料指定物質」という。）を継続して取り扱う場合には、改正政令の施行日以降、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）による規制を受けることから、あらかじめ覚醒剤取締法の規定に従い必要な手続きを行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。
- （2）既に覚醒剤原料研究者等の指定を受けている者が、覚醒剤原料指定物質を取り扱う場合についても、（1）と同様に、記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。
- （3）医薬品製造業者、研究者等が所有している覚醒剤原料指定物質のうち、今後必要としないものについては、改正政令の施行日までに廃棄するよう指導されたい。なお、覚醒剤原料指定物質を廃棄するときは、焼却等の当該物質を回収することが困難となるような方法で行うよう指導されたい。
- （4）改正政令の施行日以降に覚醒剤原料指定物質を発見した場合には、所定の調査を行い、状況に応じた措置をとられたい。

第5 物質の構造式等
物質①

構 造 式 :



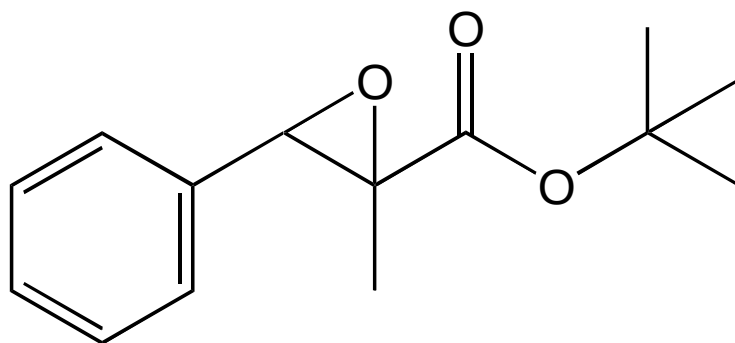
化 学 名 : Ethyl 2-methyl-3-phenyloxirane-2-carboxylate

化学名字訳 : エチル＝２－メチルー３－フェニルオキシラン－２－カルボキシラート

通 称 等 : BMK ethyl glycidate

物質②

構 造 式 :



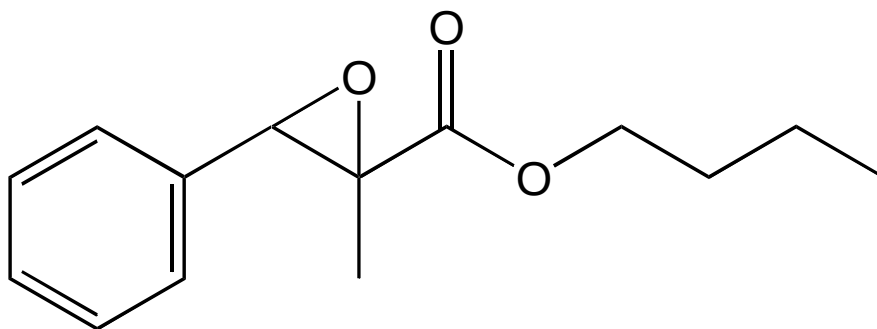
化 学 名 : 1,1-Dimethylethyl 2-methyl-3-phenyloxirane-2-carboxylate

化学名字訳 : 1, 1-ジメチルエチル=2-メチル-3-フェニルオキシラン-2-カルボキシラート

通 称 等 : BMK tert-butyl glycidate

物質③

構 造 式 :



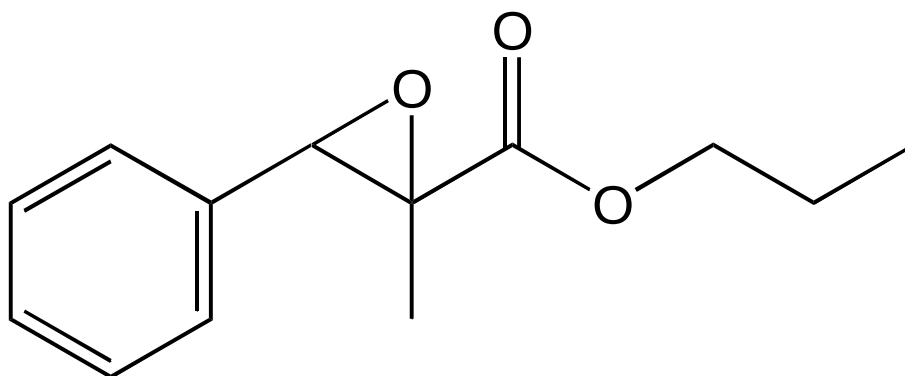
化 学 名 : Butyl 2-methyl-3-phenyloxirane-2-carboxylate

化学名字訳 : ブチル＝２－メチルー３－フェニルオキシラン－２－カルボキシラート

通 称 等 : BMK butyl glycidate

物質④

構 造 式 :



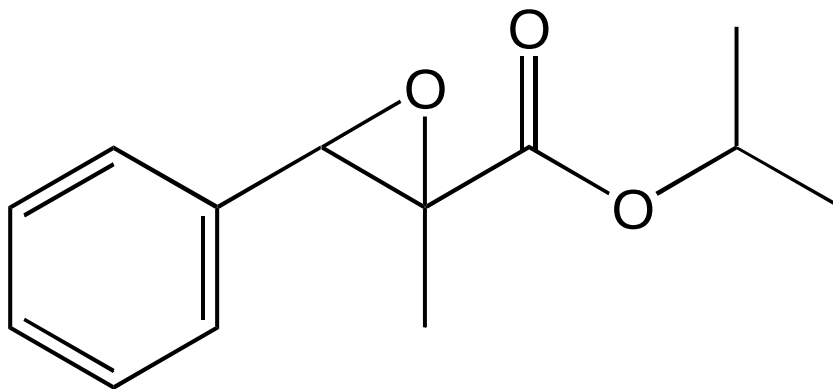
化 学 名 : Propyl 2-methyl-3-phenyloxirane-2-carboxylate

化学名字訳 : プロピル＝２－メチルー３－フェニルオキシラン－２－カルボキシラート

通 称 等 : BMK propyl glycidate

物質⑤

構 造 式 :



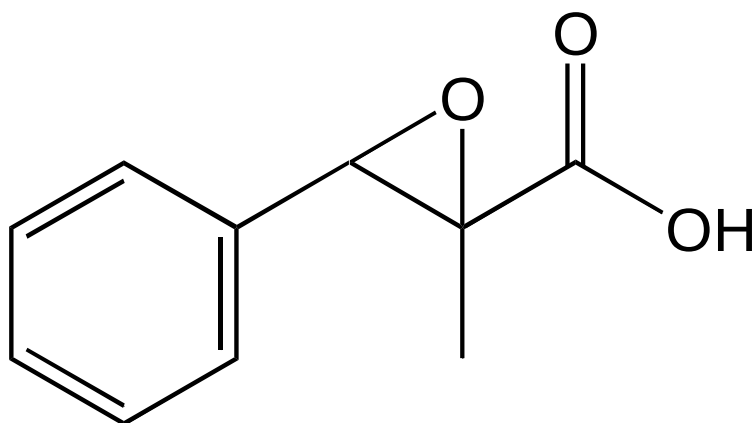
化 学 名 : 1-Methylethyl 2-methyl-3-phenyloxirane-2-carboxylate

化学名字訳 : 1-メチルエチル=2-メチル-3-フェニルオキシラン-2-カルボキシレート

通 称 等 : BMK isopropyl glycidate

物質⑥

構 造 式 :



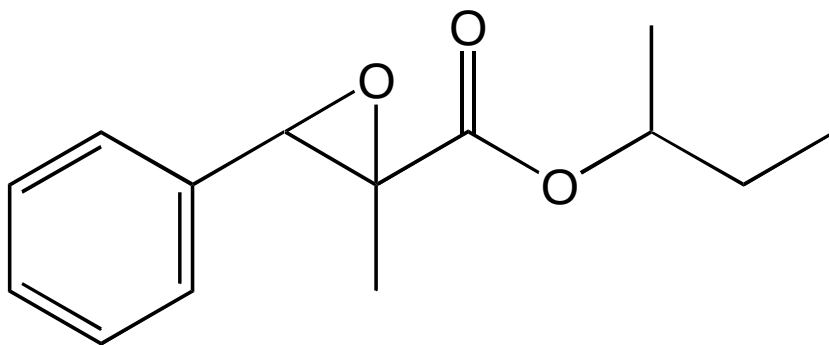
化 学 名 : 2-Methyl-3-phenyloxirane-2-carboxylic acid

化学名字訳 : 2-メチルー3-フェニルオキシラン-2-カルボン酸

通 称 等 : P-2-P methyl glycidic acid
BMK glycidic acid

物質⑦

構 造 式 :



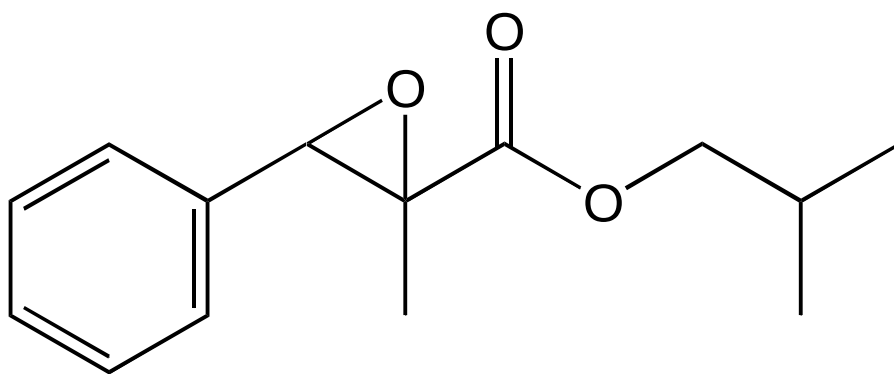
化 学 名 : 1-Methylpropyl 2-methyl-3-phenyloxirane-2-carboxylate

化学名字訳 : 1-メチルプロピル=2-メチルー3-フェニルオキシラン-
2-カルボキシラート

通 称 等 : BMK sec-butyl glycidate

物質⑧

構 造 式 :



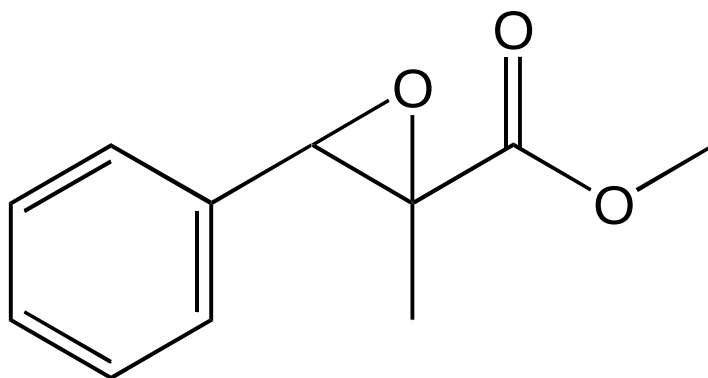
化 学 名 : 2-Methylpropyl 2-methyl-3-phenyloxirane-2-carboxylate

化学名字訳 : 2-メチルプロピル=2-メチル-3-フェニルオキシラン-
2-カルボキシレート

通 称 等 : BMK isobutyl glycidate

物質⑨

構 造 式 :



化 学 名 : Methyl 2-methyl-3-phenyloxirane-2-carboxylate

化学名字訳 : メチル＝２－メチルー３－フェニルオキシラン－２－カルボキシラート

通 称 等 : BMK methyl glycidate

福岡県医師会 第 1430 号（総）
令和 6 年 8 月 16 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令の公布について

標記の件につきまして、日本医師会を通じ、厚生労働省医薬局より別添のとおり通知がまいりましたのでお知らせいたします。

今般、「覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、その内容や留意事項等について周知を依頼するものです。

改正の内容としては、9 物資新たに覚醒剤原料に指定されたほか、留意事項として、記録、保管、届出等の覚醒剤取締法上の規制事項の遵守等が必要となります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知のうえ、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

令和 6 年 8 月 6 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事

宮 川 政 昭

（公印省略）

覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令の公布について（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医薬局長より各都道府県知事等に対し、標記の文書が発出されるとともに、同局監視指導・麻薬対策課長より、本会に対しても周知方依頼がありました。

本通知は、今般、「覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、改正の内容や留意事項等について周知を依頼するものです。

具体的な内容としては、下記のとおり、覚醒剤原料に 9 物質新たに指定されたほか、留意事項として、令和 6 年 8 月 30 日の施行後に、これらの物質を扱う場合、本通知の「第 4 留意事項」のとおり、記録、保管、届出など、覚醒剤取締法上の規制事項の遵守が必要となります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

<新たに覚せい剤原料に指定>

① エチル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート

（通称等：BMK ethyl glycidate）

② 1，1－ジメチルエチル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート

（通称等：BMK tert-butyl glycidate）

③ ブチル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート

（通称等：BMK butyl glycidate）

- ④ プロピル＝２－メチル－３－フェニルオキシラン－２－カルボキシレート
(通称等：BMK propyl glycidate)
- ⑤ １－メチルエチル＝２－メチル－３－フェニルオキシラン－２－カルボキシレート
(通称等：BMK isopropyl glycidate)
- ⑥ ２－メチル－３－フェニルオキシラン－２－カルボン酸
(通称等：P-2-P methyl glycidic acid、BMK glycidic acid)
- ⑦ １－メチルプロピル＝２－メチル－３－フェニルオキシラン－２－カルボキシレート
(通称等：BMK sec-butyl glycidate)
- ⑧ ２－メチルプロピル＝２－メチル－３－フェニルオキシラン－２－カルボキシレート
(通称等：BMK isobutyl glycidate)
- ⑨ メチル＝２－メチル－３－フェニルオキシラン－２－カルボキシレート
(通称等：BMK methyl glycidate)

以上

医薬監麻発 0731 第 4 号
令和 6 年 7 月 31 日

公益社団法人 日本医師会 担当理事 殿

厚生労働省 医薬局
監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令の公布について（通知）

本日、覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 258 号）が公布されたことに伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛てに、別添写しのとおり通知いたしましたので、内容を御了知の上、貴会会員への周知につきご配慮お願い申し上げます。



医薬発 0731 第 5 号
令和 6 年 7 月 31 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令の公布について（通知）

本日、覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 258 号。以下「改正政令」という。）が公布されましたので、貴職におかれましては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知の徹底と適切な指導をお願い申し上げます。

記

第 1 改正の趣旨

今般、国際連合事務総長より、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約（平成 4 年条約第 6 号。以下「条約」という。）第 12 条第 6 項の規定に基づき、9 物質を付表 I に追加することが決定された旨の通告があった。

このため、わが国でも、国内法令（覚醒剤原料を指定する政令（平成 8 年政令第 23 号））の一部を改正し、覚醒剤の製造原料となる 9 物質を覚醒剤原料として新たに指定するため、必要な措置をとるものであること。

第 2 改正の内容

次の 9 物質を新たに覚醒剤原料に指定した。

- ① エチル＝2－メチルー3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート，その塩類及びこれらのいずれかを含有する物
- ② 1，1－ジメチルエチル＝2－メチルー3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート，その塩類及びこれらのいずれかを含有す

る物

- ③ ブチル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート，その塩類及びこれらのいずれかを含有する物
- ④ プロピル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート，その塩類及びこれらのいずれかを含有する物
- ⑤ 1－メチルエチル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート，その塩類及びこれらのいずれかを含有する物
- ⑥ 2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボン酸，その塩類及びこれらのいずれかを含有する物
- ⑦ 1－メチルプロピル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート，その塩類及びこれらのいずれかを含有する物
- ⑧ 2－メチルプロピル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート，その塩類及びこれらのいずれかを含有する物
- ⑨ メチル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート，その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

第3 施行期日

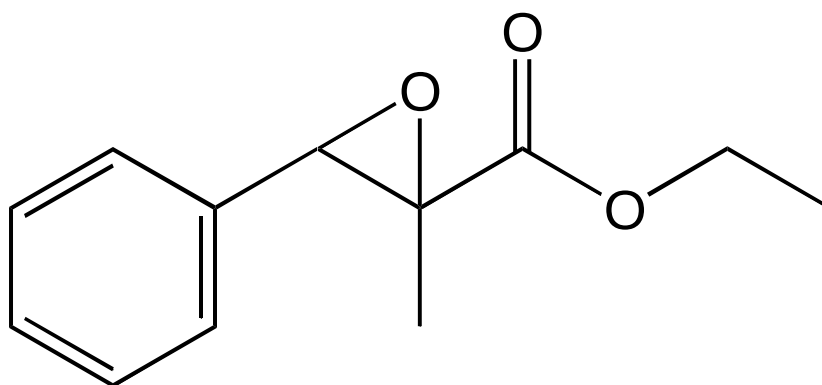
公布の日（令和6年7月31日）から起算して30日を経過した日（令和6年8月30日）から施行する。

第4 留意事項

- （1）医薬品製造業者、研究者等が業務又は研究のため、今般覚醒剤原料に指定される物質（以下、「覚醒剤原料指定物質」という。）を継続して取り扱う場合には、改正政令の施行日以降、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）による規制を受けることから、あらかじめ覚醒剤取締法の規定に従い必要な手続きを行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。
- （2）既に覚醒剤原料研究者等の指定を受けている者が、覚醒剤原料指定物質を取り扱う場合についても、（1）と同様に、記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。
- （3）医薬品製造業者、研究者等が所有している覚醒剤原料指定物質のうち、今後必要としないものについては、改正政令の施行日までに廃棄するよう指導されたい。なお、覚醒剤原料指定物質を廃棄するときは、焼却等の当該物質を回収することが困難となるような方法で行うよう指導されたい。
- （4）改正政令の施行日以降に覚醒剤原料指定物質を発見した場合には、所定の調査を行い、状況に応じた措置をとられたい。

第5 物質の構造式等
物質①

構 造 式 :



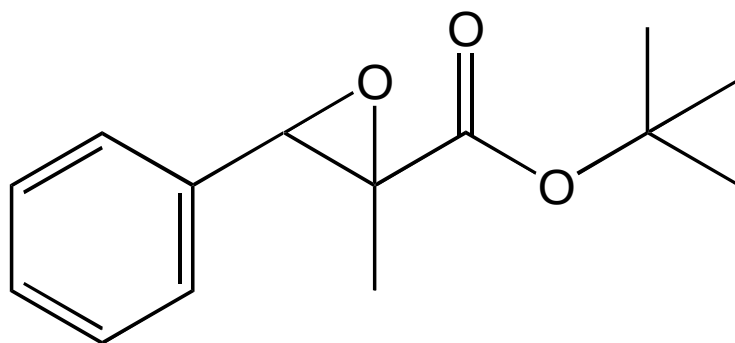
化 学 名 : Ethyl 2-methyl-3-phenyloxirane-2-carboxylate

化学名字訳 : エチル＝２－メチルー３－フェニルオキシラン－２－カルボキシラート

通 称 等 : BMK ethyl glycidate

物質②

構 造 式 :



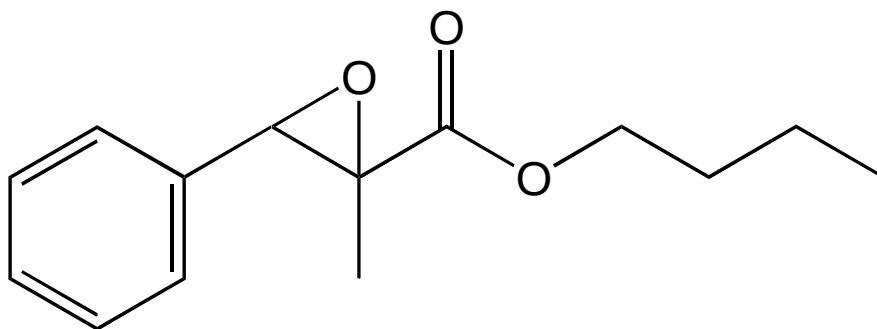
化 学 名 : 1,1-Dimethylethyl 2-methyl-3-phenyloxirane-2-carboxylate

化学名字訳 : 1, 1-ジメチルエチル=2-メチル-3-フェニルオキシラン-2-カルボキシラート

通 称 等 : BMK tert-butyl glycidate

物質③

構 造 式 :



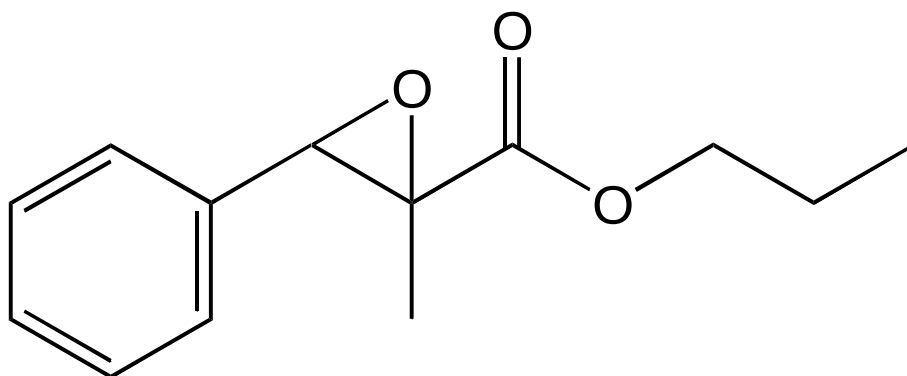
化 学 名 : Butyl 2-methyl-3-phenyloxirane-2-carboxylate

化学名字訳 : ブチル＝２－メチルー３－フェニルオキシラン－２－カルボキシラート

通 称 等 : BMK butyl glycidate

物質④

構 造 式 :



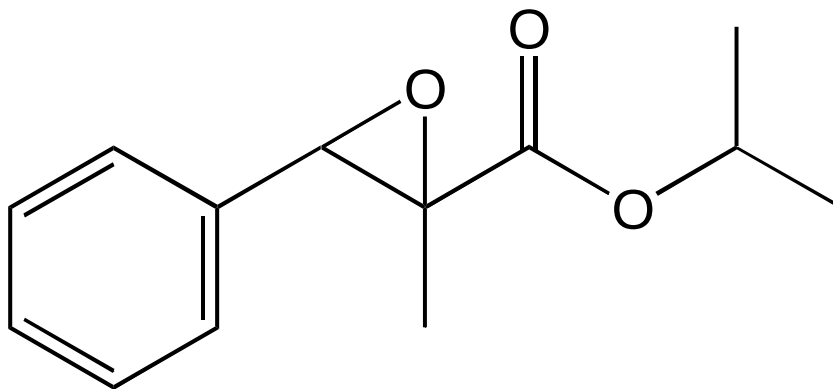
化 学 名 : Propyl 2-methyl-3-phenyloxirane-2-carboxylate

化学名字訳 : プロピル＝２－メチルー３－フェニルオキシラン－２－カルボキシラート

通 称 等 : BMK propyl glycidate

物質⑤

構 造 式 :



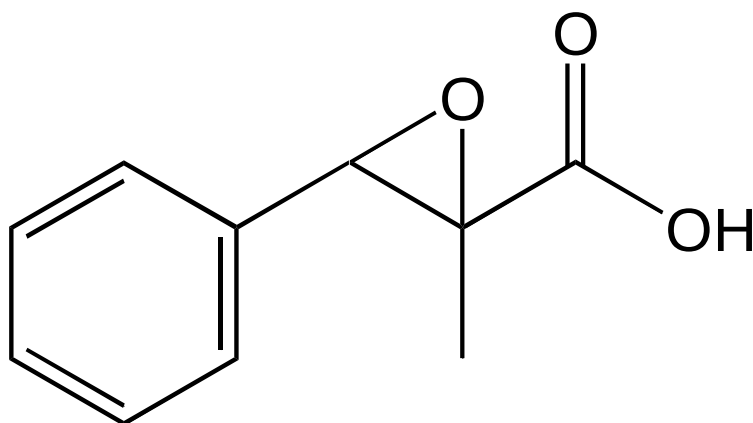
化 学 名 : 1-Methylethyl 2-methyl-3-phenyloxirane-2-carboxylate

化学名字訳 : 1-メチルエチル=2-メチル-3-フェニルオキシラン-2-カルボキシレート

通 称 等 : BMK isopropyl glycidate

物質⑥

構 造 式 :



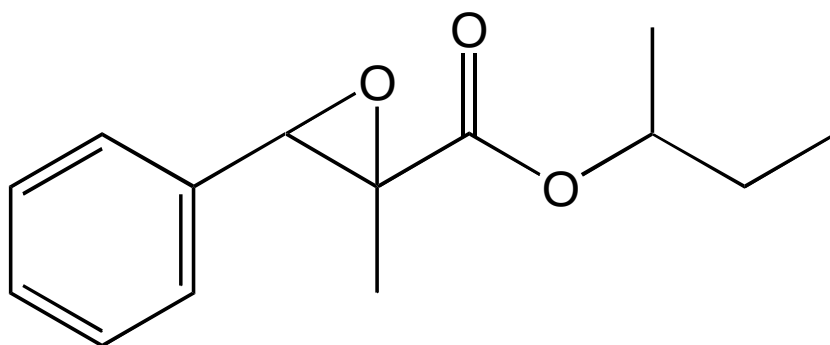
化 学 名 : 2-Methyl-3-phenyloxirane-2-carboxylic acid

化学名字訳 : 2-メチルー3-フェニルオキシラン-2-カルボン酸

通 称 等 : P-2-P methyl glycidic acid
BMK glycidic acid

物質⑦

構 造 式 :



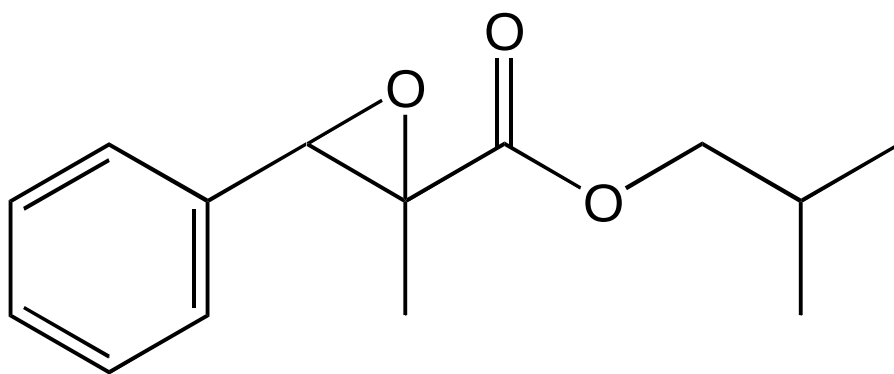
化 学 名 : 1-Methylpropyl 2-methyl-3-phenyloxirane-2-carboxylate

化学名字訳 : 1-メチルプロピル=2-メチル-3-フェニルオキシラン-
2-カルボキシレート

通 称 等 : BMK sec-butyl glycidate

物質⑧

構 造 式：



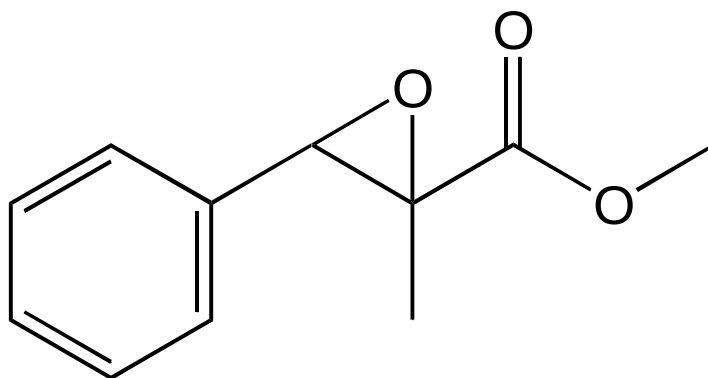
化 学 名：2-Methylpropyl 2-methyl-3-phenyloxirane-2-carboxylate

化学名字訳：２－メチルプロピル＝２－メチルー３－フェニルオキシラン－
２－カルボキシラート

通 称 等：BMK isobutyl glycidate

物質⑨

構 造 式 :



化 学 名 : Methyl 2-methyl-3-phenyloxirane-2-carboxylate

化学名字訳 : メチル＝２－メチルー３－フェニルオキシラン－２－カルボキシラート

通 称 等 : BMK methyl glycidate

福岡県医師会第 1430 号（総）
令和 6 年 8 月 16 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令の公布について

標記の件につきまして、日本医師会を通じ、厚生労働省医薬局より別添のとおり通知がまいりましたのでお知らせいたします。

今般、「覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、その内容や留意事項等について周知を依頼するものです。

改正の内容としては、9 物資新たに覚醒剤原料に指定されたほか、留意事項として、記録、保管、届出等の覚醒剤取締法上の規制事項の遵守等が必要となります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知のうえ、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

令和 6 年 8 月 6 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事

宮 川 政 昭

（公印省略）

覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令の公布について（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医薬局長より各都道府県知事等に対し、標記の文書が発出されるとともに、同局監視指導・麻薬対策課長より、本会に対しても周知方依頼がありました。

本通知は、今般、「覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、改正の内容や留意事項等について周知を依頼するものです。

具体的な内容としては、下記のとおり、覚醒剤原料に 9 物質新たに指定されたほか、留意事項として、令和 6 年 8 月 30 日の施行後に、これらの物質を扱う場合、本通知の「第 4 留意事項」のとおり、記録、保管、届出など、覚醒剤取締法上の規制事項の遵守が必要となります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

<新たに覚せい剤原料に指定>

① エチル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート

（通称等：BMK ethyl glycidate）

② 1，1－ジメチルエチル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート

（通称等：BMK tert-butyl glycidate）

③ ブチル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート

（通称等：BMK butyl glycidate）

- ④ プロピル＝２－メチル－３－フェニルオキシラン－２－カルボキシラート
(通称等：BMK propyl glycidate)
- ⑤ １－メチルエチル＝２－メチル－３－フェニルオキシラン－２－カルボキシラート
(通称等：BMK isopropyl glycidate)
- ⑥ ２－メチル－３－フェニルオキシラン－２－カルボン酸
(通称等：P-2-P methyl glycidic acid、BMK glycidic acid)
- ⑦ １－メチルプロピル＝２－メチル－３－フェニルオキシラン－２－カルボキシラート
(通称等：BMK sec-butyl glycidate)
- ⑧ ２－メチルプロピル＝２－メチル－３－フェニルオキシラン－２－カルボキシラート
(通称等：BMK isobutyl glycidate)
- ⑨ メチル＝２－メチル－３－フェニルオキシラン－２－カルボキシラート
(通称等：BMK methyl glycidate)

以上

医薬監麻発 0731 第 4 号
令和 6 年 7 月 31 日

公益社団法人 日本医師会 担当理事 殿

厚生労働省 医薬局
監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令の公布について（通知）

本日、覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 258 号）が公布されたことに伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛てに、別添写しのとおり通知いたしましたので、内容を御了知の上、貴会会員への周知につきご配慮お願い申し上げます。



医薬発 0731 第 5 号
令和 6 年 7 月 31 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令の公布について（通知）

本日、覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 258 号。以下「改正政令」という。）が公布されましたので、貴職におかれましては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知の徹底と適切な指導をお願い申し上げます。

記

第 1 改正の趣旨

今般、国際連合事務総長より、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約（平成 4 年条約第 6 号。以下「条約」という。）第 12 条第 6 項の規定に基づき、9 物質を付表 I に追加することが決定された旨の通告があった。

このため、わが国でも、国内法令（覚醒剤原料を指定する政令（平成 8 年政令第 23 号））の一部を改正し、覚醒剤の製造原料となる 9 物質を覚醒剤原料として新たに指定するため、必要な措置をとるものであること。

第 2 改正の内容

次の 9 物質を新たに覚醒剤原料に指定した。

- ① エチル＝2－メチルー3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート，その塩類及びこれらのいずれかを含有する物
- ② 1，1－ジメチルエチル＝2－メチルー3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート，その塩類及びこれらのいずれかを含有す

る物

- ③ ブチル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート，その塩類及びこれらのいずれかを含有する物
- ④ プロピル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート，その塩類及びこれらのいずれかを含有する物
- ⑤ 1－メチルエチル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート，その塩類及びこれらのいずれかを含有する物
- ⑥ 2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボン酸，その塩類及びこれらのいずれかを含有する物
- ⑦ 1－メチルプロピル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート，その塩類及びこれらのいずれかを含有する物
- ⑧ 2－メチルプロピル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート，その塩類及びこれらのいずれかを含有する物
- ⑨ メチル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート，その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

第3 施行期日

公布の日（令和6年7月31日）から起算して30日を経過した日（令和6年8月30日）から施行する。

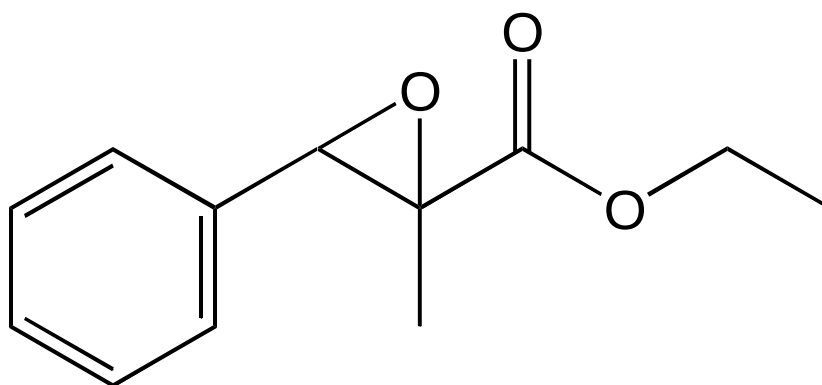
第4 留意事項

- （1）医薬品製造業者、研究者等が業務又は研究のため、今般覚醒剤原料に指定される物質（以下、「覚醒剤原料指定物質」という。）を継続して取り扱う場合には、改正政令の施行日以降、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）による規制を受けることから、あらかじめ覚醒剤取締法の規定に従い必要な手続きを行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。
- （2）既に覚醒剤原料研究者等の指定を受けている者が、覚醒剤原料指定物質を取り扱う場合についても、（1）と同様に、記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。
- （3）医薬品製造業者、研究者等が所有している覚醒剤原料指定物質のうち、今後必要としないものについては、改正政令の施行日までに廃棄するよう指導されたい。なお、覚醒剤原料指定物質を廃棄するときは、焼却等の当該物質を回収することが困難となるような方法で行うよう指導されたい。
- （4）改正政令の施行日以降に覚醒剤原料指定物質を発見した場合には、所定の調査を行い、状況に応じた措置をとられたい。

第5 物質の構造式等

物質①

構 造 式 :



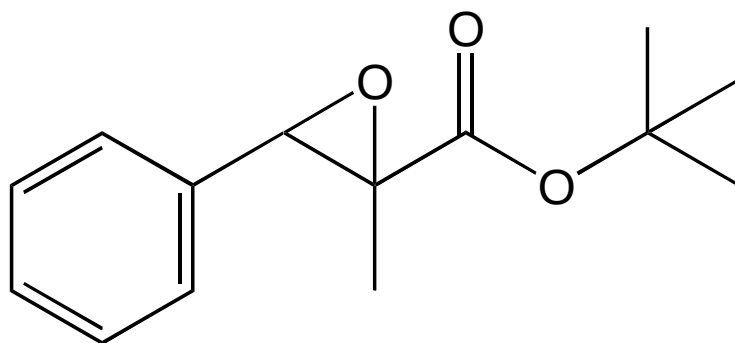
化 学 名 : Ethyl 2-methyl-3-phenyloxirane-2-carboxylate

化学名字訳 : エチル＝２－メチルー３－フェニルオキシラン－２－カルボキシラート

通 称 等 : BMK ethyl glycidate

物質②

構 造 式 :



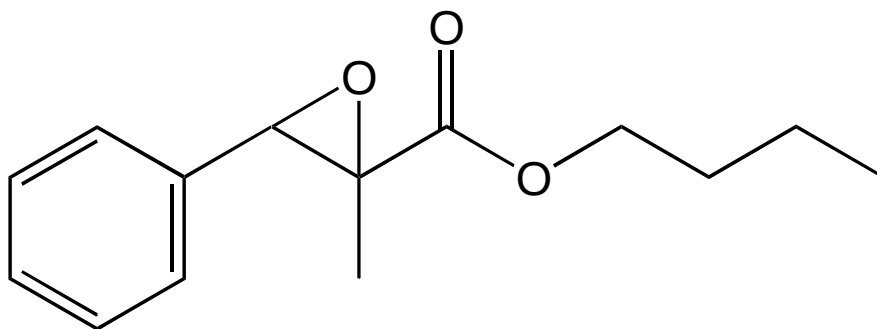
化 学 名 : 1,1-Dimethylethyl 2-methyl-3-phenyloxirane-2-carboxylate

化学名字訳 : 1, 1-ジメチルエチル=2-メチル-3-フェニルオキシラン-2-カルボキシラート

通 称 等 : BMK tert-butyl glycidate

物質③

構 造 式 :



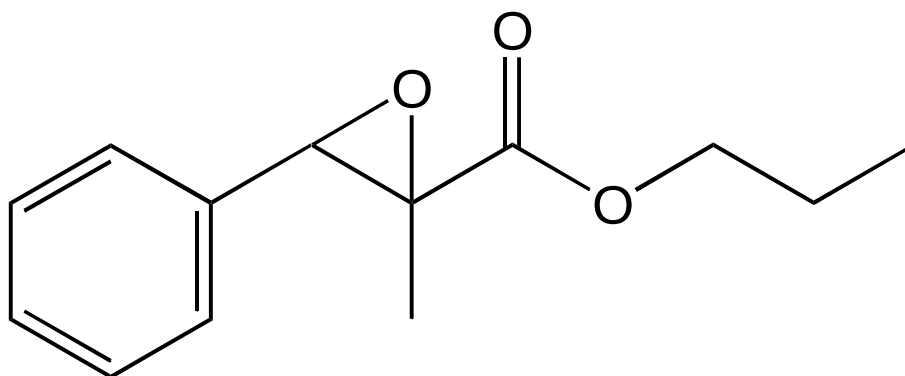
化 学 名 : Butyl 2-methyl-3-phenyloxirane-2-carboxylate

化学名字訳 : ブチル＝２－メチルー３－フェニルオキシラン－２－カルボキシラート

通 称 等 : BMK butyl glycidate

物質④

構 造 式 :



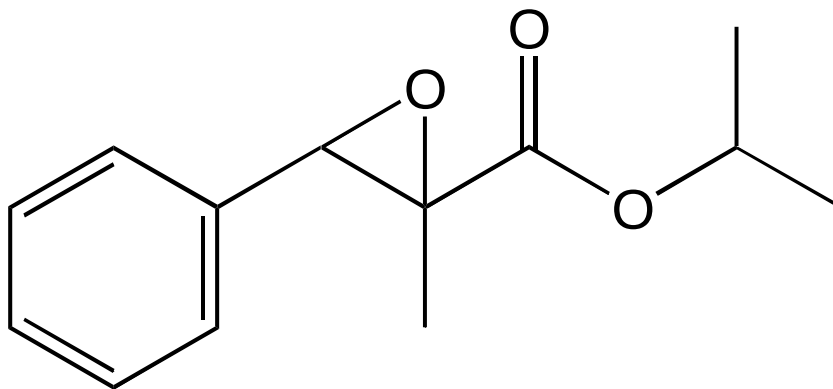
化 学 名 : Propyl 2-methyl-3-phenyloxirane-2-carboxylate

化学名字訳 : プロピル＝２－メチルー３－フェニルオキシラン－２－カルボキシラート

通 称 等 : BMK propyl glycidate

物質⑤

構 造 式 :



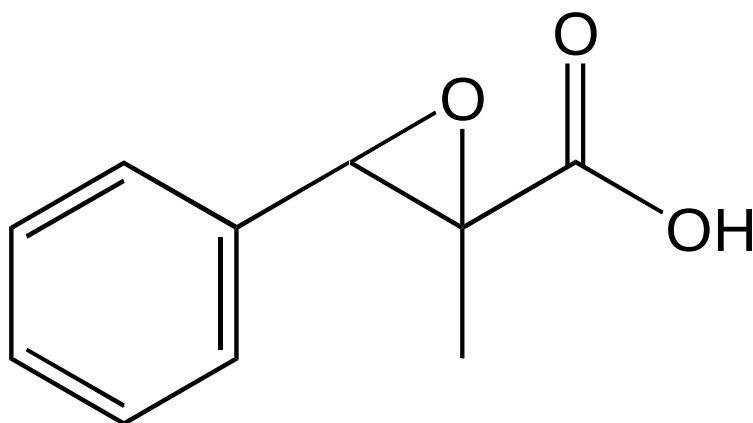
化 学 名 : 1-Methylethyl 2-methyl-3-phenyloxirane-2-carboxylate

化学名字訳 : 1-メチルエチル=2-メチル-3-フェニルオキシラン-2-カルボキシレート

通 称 等 : BMK isopropyl glycidate

物質⑥

構 造 式 :



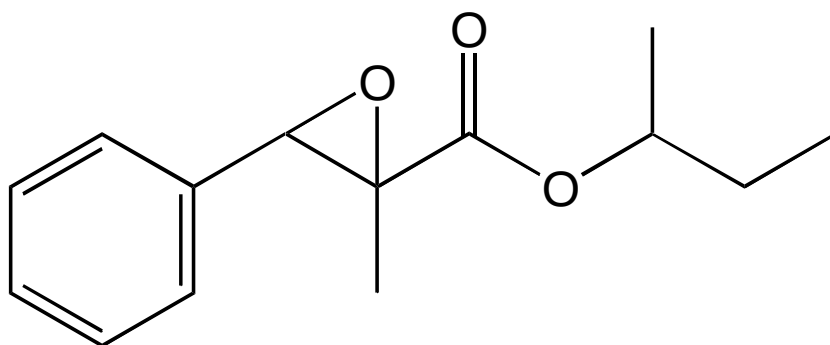
化 学 名 : 2-Methyl-3-phenyloxirane-2-carboxylic acid

化学名字訳 : 2-メチルー3-フェニルオキシラン-2-カルボン酸

通 称 等 : P-2-P methyl glycidic acid
BMK glycidic acid

物質⑦

構 造 式 :



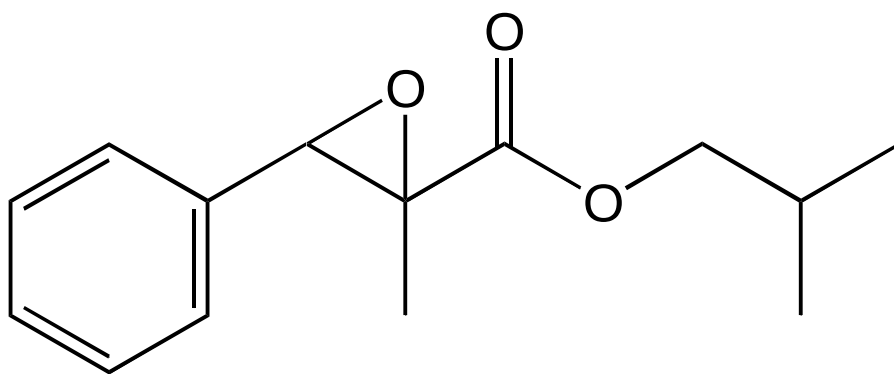
化 学 名 : 1-Methylpropyl 2-methyl-3-phenyloxirane-2-carboxylate

化学名字訳 : 1-メチルプロピル=2-メチル-3-フェニルオキシラン-2-カルボキシラート

通 称 等 : BMK sec-butyl glycidate

物質⑧

構 造 式：



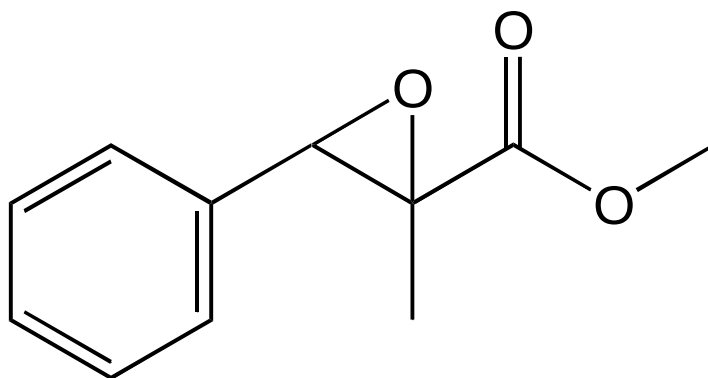
化 学 名：2-Methylpropyl 2-methyl-3-phenyloxirane-2-carboxylate

化学名字訳：２－メチルプロピル＝２－メチルー３－フェニルオキシラン－
２－カルボキシラート

通 称 等：BMK isobutyl glycidate

物質⑨

構 造 式 :



化 学 名 : Methyl 2-methyl-3-phenyloxirane-2-carboxylate

化学名字訳 : メチル＝２－メチルー３－フェニルオキシラン－２－カルボキシラート

通 称 等 : BMK methyl glycidate